

まえがき

本書は“地域と環境”を主題としている。

第二次世界大戦後に、地域はさまざまな環境問題・環境課題に取り組んできた経緯がある。それらの中から筆者の興味に任せて選択した事例を取り上げ、それぞれについて新聞報道、行政資料などによって起こった事実を把握して、事例ごとの経緯、背景、主体の関わり等を少し深掘することを試みた。それらをもとに注目する環境側面ごとに事例を横断的・時系列に並置・描出するとともに、事例間および国政との相互関係の把握に努めた。そうして得られた結果を7章にまとめて出版させていただいた。

全体を読み返して感じるところであるが、いずれも誰でも少し時間をかければ把握することができる“事実”を書き連ねており、各章に書き添えた考察などは“事実”に沿ったまとめの域に留まっており、まとめるに値するものであったのか自問している。ご一読下さる方々によって、新たな見解等を切り開いていただければ望外の幸甚である。また、各事例について客観的な事実に沿うことを心がけて把握に努めたが、事例の中には把握が不十分な側面があることに気がきつつ発刊に踏み切っており、ご指摘やご叱正をいただければ幸甚である。

本書は、長年にわたってご厚誼をいただいている元・長崎大学教授の早瀬隆司先生との談話時に発意を得たことに始まって発刊に至ったものであり、特に第1章について早瀬先生から多くの助言・協力を得て書き上げさせていただいた。早瀬先生に心よりお礼申し上げます。

本書をまとめるにあたって、遠隔の北海道から鹿児島県に及ぶ各地の資料が必要であったが、筆者が在住する島根県浜田市の浜田市立図書館の中谷雅晴氏および館員の方々のご協力により各地の図書館等の資料を取り寄せていただき、関係資料を閲覧・複写することが可能であった。ここに記してお礼申し上げ

げます。

本書の出版については、大学教育出版（株）の佐藤守様のご協力・ご理解を得ることができなければ実現しなかったものである。佐藤様に深くお礼申し上げます。

いくつかの章について、岡山理科大学において筆者のもとで若い学生諸君が卒業論文・修士論文・学位論文として書き上げてくれた成果を活用しており、諸君の在学時の努力に敬意を表します。

2019年9月

井上堅太郎

環境課題と地域の政策選択

目 次

まえがき	i
序章 環境課題と地域の政策選択	1
第1章 川崎市・北海道・岡山県の環境影響評価制度の導入	5
1 はじめに	5
2 環境影響評価の地方制度、実施件数および制度導入の背景等	6
3 川崎市環境影響評価に関する条例（1976年9月）の制定	9
3-1 川崎市条例制定の経緯	9
3-2 条例・規則と特徴	14
3-3 関係図書における条例制定に係る記述等	15
3-4 条例制定の背景と主体の関わり	17
4 北海道環境影響評価条例（1978年7月）の制定	19
4-1 条例制定（1978年）以前の苫東開発にかかる環境影響評価と反対運動	19
4-2 環境影響評価条例制定等	27
4-3 条例制定の背景と主体	33
5 岡山県環境影響評価指導要綱（1978年12月）の制定	37
5-1 岡山県環境影響評価指導要綱の制定に至る経緯	37
5-2 岡山県指導要綱	40
5-3 指導要綱制定の背景と主体	42
6 川崎市、北海道および岡山県による環境影響評価制度導入の意義・特徴等	45
第2章 地方自治体の環境影響評価制度と対象事業	55
1 はじめに	55
2 環境影響評価概念の導入および制度構築の変遷と対象事業	56
2-1 1972年の閣議了解と環境影響評価制度の導入	56
2-2 法制化の模索・見送りと閣議決定要綱	57

2-3	環境基本法制定と環境影響評価	61
2-4	環境影響評価法制定と対象事業	62
2-5	地方自治体における環境影響評価制度の整備・拡充と対象事業	66
3	2011年の環境影響評価法改正	67
3-1	2011年法改正と改正法案の作成に至る経緯の概要	67
3-2	“2008年研究会”における対象事業等に関する議論	68
3-3	“2009年研究会報告書”、“2010年専門委員会報告”および“2010年中環 審答申”	70
3-4	国会における審議と可決	72
4	環境影響評価の対象事業に係る経緯	74
4-1	法制度の対象事業に係る“法的関与要件”とその経緯	74
4-2	現在の制度に至る経緯	75
4-3	地方制度と環境保全上の配慮の確保	76
5	所感	78
5-1	国制度の対象事業に関する所感	78
5-2	環境影響評価制度に関する所感	79

第3章 環境保全に関する協定等 84

1	はじめに	84
2	環境保全に関する協定等	85
2-1	協定等の多様化	85
2-2	新しい環境政策課題と協定等	87
3	環境保全に関する協定等の7つの事例	89
3-1	事例1：鳥根県と2つの民間会社の覚書—1952年	89
3-2	事例2：横浜市による公害防止に関する往復文書—1964～1974年	96
3-3	事例3：岡山県・倉敷市と立地企業の公害防止協定—1971～1973年	101
3-4	事例4：瀬戸大橋環境影響評価と環境保全協定—1978年	107
3-5	事例5：レジ袋削減のための協定—2000年代以降	113
3-6	事例6：長野県の生物多様性保全協定—2015～2017年	123

3-7 事例7：久留米市の環境共生都市づくり協定—2000年代以降	128
4 考察	135
4-1 環境保全協定等の変遷と継承	135
4-2 首長・行政の関わりと協働等	137
4-3 協定等の役割と性格	138
4-4 協定等の特徴	139
第4章 島根県と2つの民間会社の覚書	141
1 はじめに	141
2 覚書提出に至る経緯等	142
2-1 山陽パルプ江津工場と大和紡績益田工場の沿革	142
2-2 漁業関係者による反対運動	143
2-3 覚書提出に至る経緯	146
3 覚書の内容および廃水処理	149
4 社会経済的な背景	150
5 公害防止の協定等と島根県に提出された覚書	152
5-1 日本における公害防止協定等	152
5-2 島根県の覚書の背景等	153
5-3 覚書と機能	155
第5章 北海道、香川県、長野県および鹿児島県の自然保護条例制定と自然環境保全法	161
1 はじめに	161
2 北海道、香川県、長野県および鹿児島県の自然保護条例の制定	162
2-1 北海道自然保護条例の制定と背景	162
2-2 香川県自然保護条例の制定と背景	170
2-3 長野県自然保護条例の制定と背景	174
2-4 鹿児島県自然保護条例の制定と背景	185
3 自然環境保全法の制定	190

4	自然保護と市民運動	199
5	考察	202
第6章	環境課題と地域の取組み	212
1	はじめに	212
2	第1グループの環境保全型地域づくり	213
2-1	公害対策に取り組んだ事例：宇部市・横浜市・北九州市・四日市市	213
2-2	伝統的建造物群の保存：金沢市・倉敷市	222
3	第2グループの環境保全型地域づくり	229
3-1	地域の森林資源の価値を再確認した事例：宮崎県綾町・鹿児島県屋久島	229
3-2	岡山県美星町「光害のない星空」	235
3-3	地域の水資源・水環境の価値を高めた事例：郡上市・三島市	238
3-4	都市景観の保全に取り組んだ事例：京都市・神戸市	244
4	第3グループの環境保全型地域づくりおよび多様な環境計画等	249
4-1	第3グループの環境保全型地域づくり	250
	豊岡市「小さな世界都市」	250
	真庭市「バイオマス産業杜市」	254
	西粟倉村「上質な田舎」	256
	京都市「カーボンゼロ都市」	259
	富山市「コンパクトシティ」	261
	北九州市「世界の環境首都」	264
4-2	1990年代以降の環境保全地域計画等	266
5	地域環境課題と環境保全型地域づくり	269
6	付言	273
第7章	倉敷市の伝統的建造物群と町並みの景観保全	275
1	はじめに	275
2	倉敷市の美観地区	276

- 3 伝統的建造物群と町並みの保全の経緯 278
 - 3-1 美観地区の価値の高まりの経緯（～1968年） 279
 - 3-2 「倉敷市伝統美観保存条例」の制定（1968年） 282
 - 3-3 「倉敷館」および「蜷川美術館」をめぐる事案 285
 - 3-4 「倉敷市伝統的建造物群保存地区保存条例」の制定（1978年） 285
 - 3-5 「倉敷市倉敷川畔伝統的建造物群保存地区背景保全条例」の制定（1990年）
に至る経緯 288
 - 3-6 1997～2000年の景観紛争と「倉敷市美観地区景観条例」の制定（2000年）
に至る経緯 292
 - 3-7 東大橋家住宅・土地の買取り（2001年） 294
 - 3-8 景観法の制定と倉敷市の対応 296
- 4 倉敷市の景観保全の経緯と特徴 298
 - 4-1 美観地区の保存・保全の経緯と主体 298
 - 4-2 倉敷市の景観保全の取組みの特徴 299
 - 4-3 市民・住民と美観地区の保存・保全 300
 - 4-4 非伝統的建造物と市域全体の景観保全 302